

旅行条件書

【募集型企画旅行予約条件(募集型企画)】

この画面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。
(旅行業法第12条の4による旅行予約条件(説明画面) (旅行業法第12条の5による契約書面))

1. 募集型企画旅行予約

- (1) この旅行は、Vank 大分県観光協会アウトドアプログラム (三重県多度町大田佑原 66-1 三重県和歌野遊楽旅行 第3-359号、以下「当社」といいます。) が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行予約 (以下「旅行予約」といいます。) を締結することになります。
- (2) 当社はお客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は、自ら旅行サービスの提供をするものではありません。

旅行代金	お申込金(お一人さま)
旅行代金が1万円未満	2,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	6,000円以上旅行代金まで
旅行代金が6万円未満	12,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、Vフレット・ホームページまたは別途お渡しする書面に表示します。

(3) 契約の内容及び条件は、コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書面、別途出発前にお渡しする確定書面および当社旅行予約款 (募集型企画旅行予約の部) によります。

2. お申し込み

- (1) 当社は当社のお客さま、あるいは受託営業所 (以下「当社」といいます。) にご来店いただきお申し込みの場合、所定のお申込書の事項を記入し、お申込金を添えてご提出いただけます。お申込金は、「旅行代金」「取附料」「謝辞料」のそれぞれ一部または全部として扱われます。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段 (以下「電話等」といいます。) によりお申し込みの場合、当社予約を確認した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをさせていただきます。
- (3) 当社らの指定する金融機関の口座へのお申込金の振込があった場合には、当社の領収証は金融機関が発行する振込入金受領書をもって代させていただきます。
- (4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。満15歳未満のお客さまは、特に指定の無、領収書請求の方の同行を条件とさせていただきます。

3. お申し込み条件

- (1) ご参加に際して特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社に指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (2) ご高齢の方、健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心臓病のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊婦の可能性のある方、身体障害者補助犬 (盲導犬、聴導犬、介助犬) をお連れの方その他の特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください (旅行契約成立後これらの特徴に合った場合も直ちに申し出ください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の対応を具体的に申し出てください。
- (3) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能な限り合理的に努力いたします。これに際して、お客様が状況に応じた必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でもそれをお申し出いただくことができます。
- (4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために参加者又は同乗者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様がお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行予約のお申し込みをお断りし、又は旅行予約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。

4. 旅行契約の取消

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行予約の締結を拒否し、拒否し得る場合があります。

- (1) 運送契約を締結しようとする場合において、お客さまが所持のクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って放棄できないとき。
- (2) お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、または旅行予約の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業または社会党の勢力であると認められるとき。
- (4) お客様が当社に対して莫大な要求行為、不当な要求行為、取付料に関して不当な差別的請求を行使し、行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) お客様が誹謗を流布し、偽造し、若しくは威力を用いて当社の商誉を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (6) その他当社の業務上の都合があるとき。

5. 旅行の成立期間

- (1) 旅行契約の成り立ちまたはファクシミリでお申し込みの場合は、お申込書の提出とお申込金のお支払後、当社がお客さまとの旅行予約の承諾をしたとき、また、電話によるお申し込みの場合は、本項目によりお申込金とお申込金を当社が受領したときに成立いたします。
- (2) お申込金 (お一人さま)
- (3) 当社の提携するクレジットカード会社 (以下「提携会社」といいます) のカード会員 (以下「会員」といいます。) より、「会員の署名なくして旅行代金(取附料等の支払)を受け取ること (以下「運送契約」といいます。)) を条件に旅行のお申し込みを受けた場合には、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、当該契約においてインターネットなどの通信機器を用いて承諾通知を受けた場合は、当該通知が会員に到達したときに契約が成立するものとします。また、申込み時には「会員番号」、「カードの有効期限」等を通知いたします。
- 2 「カード利用日」とは、旅行代金等の支払または戻金領受を行うべき日をいいます。旅行代金のカード利用日を「契約の成立日」とします。(ただし、成立日/旅行開始前日から2日目に当たる日/前日の場合は「2日目に(休曜日にある場合は翌営業日)」とします) また、取附料のカード利用日は契約締結後(契約の申し込み/旅行代金のカード利用日/前日の場合は、お申し出翌日から7日以内/カード利用日として扱います。)) となります。
- 3 与債等の理由により会員の申し込みのクレジットカードでお支払いできない場合、当社は運送契約を解除し、第12条の取附料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金などにより旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- 4 受託旅行業者による当該契約が成立する場合があります。

6. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行予約を締結できない場合であっても、お客様に特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結ぶことで、当社がお客様と旅行予約を締結することができる状態になった時点で旅行予約を成立させる取扱い (以下「ウェイティング取扱い」といいます。) をすることがあります。

- (1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間 (以下「ウェイティング期間」といいます。) を指定のうえ、申込書とお申込金相違書をご提出いただけます。この時点で旅行予約が成立しております。また、当社は、旅行予約が成立することを約束するものではありません。
- (2) 当社は、前 (1) のお申込金相違書を「預り金」として保管し、お客様が旅行予約の締結が可能な時点までお客様に旅行予約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金をお申込金に充当します。
- (3) 旅行予約がまだ前日以前により、旅行予約の締結を承諾した旨の通知を当社にお客様に発した時、ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われ、通知をお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は、ウェイティング期間中に旅行予約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社は、ウェイティング期間中に当社が旅行予約の締結を承諾する旨を伝達する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が旅行予約締結前であったときも当社が承諾料をいただきます。

7. 確定書面

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は募集型企画、Vフレットまたはホームページ、本取付条件説明書面等により構成されます。
- (2) 本項目の契約書面を締結する書面として、当社にはお客様、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊期間に関する確定書面を記載した確定日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前〜7日前にお渡しするよう努力しますが、年末年始/ゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。) ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることもあります。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

8. 旅行代金とその支払時期

- (1) 子供代金は旅行開始前日以前2歳以上12歳未満のお子さままで適用します。
- (2) 1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名さまの代金です。
- (3) お客さまは、旅行代金からお申込金を差し引いた残金を14項の取附料 (に記載の該当する取附料) 交戻期前日までに、またはお支払日定める日までにお支払いください。
- (4) 運送契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の残票へのお客さまの署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払を受け取ります。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

9. 追加代金

(1) 追加代金は、①航空会社の選択、②航空機の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊先/ホテルの選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択、⑧出発・帰国日の選択等により追加する代金の他、募集型企画で「○○追加代金」と表示したものをいいます。

10. 運送旅行代金

申込金、取附料、変更補償金の合計額となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金とします。

11. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のみ/変更運賃) (この運賃・料金には、運送機関の運賃(付加運賃) 料金 (原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。以下同様とします。)) を含みません。)、宿泊費、食事代、消費税等の額および特に明示したその他の費用等 (宿泊費の対象となる場合の宿泊費を含む)、添乗員同行コースの同行費用。

上記費用はお客さまご都合により、一部お断りされなくとも払い戻しされません。

12. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に含まれない交通費等の取附料、旅行中の個人的な雑費 (お客さまご自身の電話料その他通信料、ホテルでの買い物、追加食料、運送機関の定める荷物手荷物料、心付等)、運送機関の運賃(付加運賃) 料金、オプションプラン (別途代金) の代金等、ご自宅から集合・解散地までのご交通費・宿泊費、日本国内の空港建設取附料等 (ただし、空港建設取附料等を含んでいることを明示したコースを除きます。)

※Vフレット・ホームページ又は別途お渡しする書面でご確認ください。

13. 添乗員

- (1) 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。添乗員の同行が無く、場合には、お客さまが旅行に必要なクーポン/乗車を渡します。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さま自身で行っていただきます。なお、現地に於ける当社の連絡先は、確定書面に明示します。また、天候等不可抗力によって契約内容の変更が生じた場合における代替サービスの手段や手続きは、お客さま自身で行っていただきます。
- (2) 添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。

14. 旅行予約取消・代金の変更

- (1) 当社は天災変遷、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運賃計画より高い運送サービスの提供その他の当社と関係できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経路等の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。変更の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内/ある日より前にお知らせします。
- (2) 奇数人数でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客さまから1人部屋追加代金を申し受けたとした旅行にあって、複数で申し込みのお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが1人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取附料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客さまから1人部屋追加代金を申し受けます。

15. 取附料

契約成立後、お客さまご都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いのなかつた旅行予約を解除した場合、旅行代金に対してお一人さまにつき次の料率で取附料または差額の取附料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客さまが契約を解除される場合は、契約を解除されたお客さまから下記の取附料をいただくほか、ご都合のお客さまから運送・宿泊期間等の (1台・1室あたり) ご利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。

<取附料>

区 分	取附料(お一人さま)	
(1) 次項及び第3項以外の募集型企画旅行予約	無 料	
旅行開始日前日から起算してさかのぼって	①21日までに解除する場合	無 料
	②20日目(日帰り旅行にあっては10日目)以降に解除する場合(③~⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
④旅行開始日前日に解除する場合	⑦7日目以降に解除する場合(⑧~⑩に掲げる場合を除く)	旅行代金の30%
	⑤旅行開始日当日に解除する場合(⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の40%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の50%	
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(ロからヘに掲げる場合を除く。)	旅行契約を解除した時点において航空券取附料を適用した場合の航空券取附料等の額(以下「旅行契約締結時の航空券取附料等」といいます。) 以内	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日に解除する場合(ハからヘに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約締結時の航空券取附料等とのおいずれか大きい額以内	
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目/当日に解除する場合(ニからヘに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%又は旅行契約締結時の航空券取附料等とのおいずれか大きい額以内	
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契約締結時の航空券取附料等とのおいずれか大きい額以内	
ホ 旅行開始当日に解除する場合(ベに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は旅行契約締結時の航空券取附料等とのおいずれか大きい額以内	
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(3) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行予約	当該船舶に係る取附料の規定によります	

備考 (1) 上記表の(2)及び(3)の取附料については、Vフレット・ホームページ、または別途お渡しする書面に明示します。
(2) 本表の適用に当たって「旅行開始日」は、別紙特別特約規定第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けること開始した時」以降をいいます。
(3) 第2項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取附料等が生じたときは、旅行契約締結時の航空券取附料等の額を無料として取り扱ひ、航空会社より航空券取附料等が賦課されたときは、当該賦課後の航空券取附料等の額を旅行契約締結時の航空券取附料等の額として取り扱ひます。

※出発日・コースの変更、また、当社の責任とならぬローン等の事由によるお断りの場合も上記取附料の対象となります。
※取附料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に(9、追加代金)を加えた合計額です。
※オプションプランおよび宿泊等各種オプション料も上記料率による取附料が利用日を基準として別途適用されます。ただし旅行開始後の取附料は100%となります。

16. 取附料のからない場合(お客さまによる旅行予約の解除)

下記の場合は取附料をいただきます。(一部特約)

- (1) 旅行予約が以下に明示するような重要な変更が生じたとき。
 - a 旅行開始日または日の変更
 - b 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - c 運送機関の種別または会社名の変更
 - d 運送機関の設備および等級のより低いものへの変更
 - e 本旅行が旅行開始地たる空港または出発地たる空港の異なる便への変更

- f 宿泊期間の短縮または名称の変更
- g 宿泊施設の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- ② 旅行代金が削減された場合。
- ③ 当社が確定書面を6項①に示す日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

17. 当社による旅行契約の解除

次の場合当社が旅行契約を解除することがあります。(一部省略)

- ・ 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・ 申込条件の不適合。
- ・ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。
- ・ 3項(2)～(5)に該当した場合

18. 当社の責任と免責

当社は当社または手配旅行業者がお客様に損害を与えたとき(損害を賠償)いたします。お荷物に因る賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、暴乱、暴動、暴走、官公署機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社または手配旅行業者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

19. 特別補償

当社は当社または手配旅行業者が、急激かつ偶然な外来の事由により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約が特別補償制度により、死亡補償金として1,000万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品(かかる損害補償金15万円を限度)ただし、一個または一対についての補償限度額は10万円)を支払います。ただし、旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行わない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われず、旨が明示した場合は限り、「自旅行参加中」とはしません。

20. 旅程保証

旅行日程に著しに支障する変更が行われた場合は、旅行契約が募集型企画旅行契約の部の規定によりその変更の内容及びそれに伴う旅行代金に下乗し定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約において支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約に於ける変更補償金の額は、1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、表記の旅行代金に(「追加代金」を加えた合計額)です。

また、当社はおお客様の同意を得て金額による変更補償金の支払いに替えて、これと相抵の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストラン)を含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地となる空港または旅行終了地となる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更(当初が「宿泊機関の等級を定めている場合」であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との相違は確定書面の記載内容と契約が提供された旅行サービスの内容及びそれに伴う変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が航空設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページに掲載されているリストによります。

注6 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車単位又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1件として取り扱います。

注7 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

21. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しない責任を負いません。お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の部について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行途中において速やかに当社、当社の手配旅行業者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22. お客様の立替

- (1) お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書に記入の上、立替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。
- (2) 前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったとき(立替)を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受け方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は立替をお断りすることがあります。

23. お買い物案内について

お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中にお土産店(ご案内)することがあります。当社では、お土産の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートのお受け取りなどを必ず行ってください。

24. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが発生した場合は、ただちに確定書面でお知らせする連絡先にご連絡ください(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。)

25. 個人情報の取扱いについて

当社および(お問い合せ・お申し込み)欄記載の当社の旅行業者(代理業者または受託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際にご提出された申込書に記載された個人情報について、下記の内容にて利用させていただきます。

なお、お申し込みの項目は、旅行手配業務をおこなうため必須となる項目ですので、該当内容をすべてご記入いただけますよう、お願いいたします。

- (1) 事業者の名称 Void 大台観光協会アウトドアプログラム
個人情報管理担当責任者：旅行業務課課長 坂本 啓
TEL.0598-84-1050 FAX.0598-84-1051
- (2) 個人情報の利用目的

- 1 お客様との旅行手配手続き
- 2 お客様との届の当該旅行に関する連絡
- 3 お申し込みいただいた旅行の手配(運送・宿泊)等に必要経路内で、お客様の事前名、ご住所、ご連絡先を運送、宿泊機関に対し電子的な方法で提供するため

- 4. 旅行参加後のご意見やご感想の提供やアンケートのお返し
- 5. 特売サービスがある場合の提供
- 6. 当社および当社グループ会社および関連会社の旅行商品やサービス、キャンペーンのご案内(当社グループ会社および関連会社への個人情報の提供を含みます。)
- 7. 旅行資料の作成
- 8. 旅行先でお客さまのお買い物、物販の便宜のため、お客さまの個人データ(氏名、住所、お支払い情報)を販売店、列挙名等)の土産物店等への提供を電子的な方法でおこないます。

- なお、提供をご希望されない場合は、6.については「ご案内」の送付を希望しなさいとき、8.については、旅行出発前までに「お問合せ・お申し込み」欄記載の販売店または当社窓口にお申し出ください。
- (3) 個人情報の委託について
お客様の個人情報を外部に委託する場合は、当社委託先選定基準を満たし、当社と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託業者等に限定いたします。
- (4) 開示等の請求および問合せ窓口
お客様の個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についてのお問合せは、旅行申込先店舗または本社個人情報課窓口までお問合せください。
- (5) 当社の個人情報の取扱いに関するその他の事項については、[当社ホームページ](#)をご参照ください

26. 通関契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社以下提携会社といふ場合があります。カード会員(以下「会員」といふ)もいふ所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取送料等の支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込み」を受け取ることがあります(以上を「通関契約」といふ)。なお、受託旅行業者により当該取扱いが可能な場合や取扱いできないカードの種類に制約がある場合があります。
- (2) 通関契約による旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
 - (1) 「カード利用日」とは会員および当社が契約に基づく旅行代金等の支払い(または払戻金)を履行すべき日をいふ。
 - (2) 通関契約のお申し込みは、会員は募集型企画旅行の名称、出発日に加えて、カード名、会員番号、カード有効期限等を当社に通知していただきます。
 - (3) 通関契約は、当社が通関契約の締結を承諾する旨を電話、郵便で通知する場合は当社からその通知を発送した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法で通知する場合はその通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
 - (4) 通関契約を締結したお客様に申し込まれるべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻しいたします。
 - (5) 通関契約を締結したお客様が有するクレジットカードが無効となる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通関契約を解除し、第12項の取付料と通関料を申し受けず。

27. ご注意

- (1) お客様のご都合による変更、延滞等の経路変更および(使用目的の)払い戻しはできません。当社の責に帰すべき事由による航空機に乗り遅れる場合は別途、航空券のご購入が必要となり、前記の経路変更および(使用目的の)払い戻しはできません。
 - (2) 天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客様のご負担となります。
- ◎当社以外の場合は旅行の再実施はできません。

28. 募集型企画旅行契約の部について

この条件に定める内容は、募集型企画旅行契約の部の規定により適用されます。当社旅行契約をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行契約は、当社ホームページ(募集型企画旅行契約の部)からもご覧いただけます。